

山口県報

令和5年
5月16日
(火曜日)

目 次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要
(環境政策課) 一

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課) 二

道路の位置の指定(建築指導課) 二

選管告示 三

不在者投票のできる病院の指定 三

不在者投票のできる老人ホームの指定に係る告示の一部改正 三

不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示の廃止 三

種類	構造	使用時間間隔等	使用方法	三 特定施設に関する事項		
				備考	「四六一イ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一 第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設をいう。	四六一イ
				備考	「四六一イ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一 第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設をいう。	四六一イ
一五二	年月日予定着工	年月日予定完成	年月日予定開始	令和五、一九	八、三〇	九、一
六、一九	令和五、一九	八、三〇	令和五、一	連続	二四時間	変動なし



山口県告示第百六十一号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和五年五月十六日から同年六月六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和五年五月十六日

一 申請者の氏名又は名称及び住所

山口県知事 村岡嗣政

(二) 排出される污水等の汚染状態の値及び污水等の量

種類	水等の汚染状態の値		
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)
四六一イ	通常最大	通常最大	通常最大
六	七・三	一〇	五〇
二五〇	一〇〇	五	一〇〇
五〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
〇・〇三	〇・〇五	七三	七三
〇・〇五	七三		

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

(二) 处理施設による処理前及び処理後の污水等の汚染状態の値並びに污水等の量

No. 1 排 水 口	排 水 口		種 類		P H 調 整 槽	構 造	能 力 (m ³ /日)	處理の方式	處理の時間 間隔	の一日當たりの量 (m ³)
	處理後	處理前	項 目	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)					
七	通 常	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値 及 び 排 出 水 の 量	通 常	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	P H 調 整 槽	コンクリート製	能 力 (m ³ /日)	の一日當たりの量 (m ³)	
八・六	最 大	八・六	五・八	通 常	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	处理後	三	二、一六〇		
五・八	通 常	五・六	五・八	通 常	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	处理前	六・一	中 和	の一日當たりの量 (m ³)	
三九	最 大	三九	三九	通 常	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	七	連 続	一〇〇	
七	通 常	七	七	通 常	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	一〇	二 四 時 間	〇・〇三	
二〇	最 大	二〇	二〇	通 常	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	二	变 動 な し	〇・〇五	
二	最 大	二	二	通 常	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	九・七	(既) 設	七三	污水等の一 日 当たりの量 (m ³)
九・七	通 常	九・七	九・七	通 常	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	一九・六	年 工事着手予定	七三	
一九・六	最 大	一九・六	一九・六	通 常	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	〇・四二	年 工事完成予定	七三	
〇・四二	通 常	〇・四二	〇・四二	通 常	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	〇・八五	年 使用開始予定	七三	
〇・八五	最 大	〇・八五	〇・八五	通 常	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	四七二			
四七二	通 常	四七二	四七二	通 常	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	七八八			
七八八	最 大	七八八	七八八	通 常	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)				

山口県告示第百六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があつた。

令和五年五月十六日

医療機関地廃止年月日
名稱所 在 位置
小泉医院 柳井市中央二丁目二番二八号 令和四、三、三一

医療機関地廃止年月日
名稱所 在 位置
周南市大字武上字宮田四八三の八 令和五、三、三一

医療機関地廃止年月日
名稱所 在 位置
山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治
令和五、三、二四

令和五年五月十六日

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる病院を次のとおり指定した。

山口県選挙管理委員会告示第八十一号



地名及び番地	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定年月日
下松市瑞穂町三丁目六三五の四及び六三五の一二	五・〇 六・〇	八〇・〇 三五・六	令和五、一三
下松市大字末武上字宮田四八三の八	六・〇	八〇・〇 二〇	令和五、一三

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和五年五月十六日

山口県知事 村岡嗣政

「養護老人ホーム岩国市 岩国市平田五丁目二四番三三号 昭和三八、二二、一六
静風園」
玖珂地方養護老人ホークス
ム久楽荘
玖珂地方養護老人ホークス
ム久楽荘

昭和三八、二二、一六
令和五年五月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治
不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十八号）の一部を次のように改正する。

令和五年五月十六日

山口県選挙管理委員会告示第八十二号

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十八号）の一部を次のように改正する。

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示（平成十五年山口県選挙管理委員会告示第六十七号）は、廃止する。

令和五年五月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

令和五年五月十六日

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる病院を次のとおり指定した。

山口県選挙管理委員会告示第八十三号



地名及び番地	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定年月日
下松市瑞穂町三丁目六三五の四及び六三五の一二	五・〇 六・〇	八〇・〇 三五・六	令和五、一三
下松市大字末武上字宮田四八三の八	六・〇	八〇・〇 二〇	令和五、一三

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和五年五月十六日

山口県知事 村岡嗣政

「養護老人ホーム岩国市 岩国市平田五丁目二四番三三号 昭和三八、二二、一六
静風園」
玖珂地方養護老人ホークス
ム久楽荘
玖珂地方養護老人ホークス
ム久楽荘

昭和三八、二二、一六
令和五年五月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十八号）の一部を次のように改正する。

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示（平成十五年山口県選挙管理委員会告示第六十七号）は、廃止する。

令和五年五月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

令和五年五月十六日

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる病院を次のとおり指定した。

山口県選挙管理委員会告示第八十一号



地名及び番地	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定年月日
下松市瑞穂町三丁目六三五の四及び六三五の一二	五・〇 六・〇	八〇・〇 三五・六	令和五、一三
下松市大字末武上字宮田四八三の八	六・〇	八〇・〇 二〇	令和五、一三

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和五年五月十六日

山口県知事 村岡嗣政

「養護老人ホーム岩国市 岩国市平田五丁目二四番三三号 昭和三八、二二、一六
静風園」
玖珂地方養護老人ホークス
ム久楽荘
玖珂地方養護老人ホークス
ム久楽荘

昭和三八、二二、一六
令和五年五月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十八号）の一部を次のように改正する。

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示（平成十五年山口県選挙管理委員会告示第六十七号）は、廃止する。

不在者投票のできる老人ホームの指定に関する告示（平成十年山口県選挙管理委員会告示第二十八号）の一部を次のように改正する。

名称所 在 位置
小泉医院 柳井市中央二丁目二番二八号 令和四、三、三一

名称所 在 位置
周南市大字武上字宮田四八三の八 令和五、三、三一

名稱所 在 位置
山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治
令和五、三、二四

令和
五年
五月
十六日
発行

発行
行人所

山口
県知事
事務所